

仙台市地域防災計画パブリックコメント実施結果

1 実施概要

仙台市地域防災計画修正案を市ホームページにて公表するとともに、市政情報センター、区情報センター、各区役所総合案内、総合支所で閲覧及び配布を行い、下記のとおり意見公募を行った。

- (1) 意見提出方法 : 郵送、ファクシミリ、電子メール
- (2) 意見公募期間 : 平成28年4月25日～平成28年5月15日

2 意見数

意見提出数 : 5件（1人）

3 主な意見等と本市の考え方（概要）

意見分類(件数)	主な意見等	本市の考え方
避難所運営・開設	<p>平成27年9月の大霖では、関係者等が避難所に到着した時点で既に避難者が集まっており、開設が遅れるという状況があった。避難所の開設は市職員と施設管理者だけでは難しく、地域団体の関与が必要と考える。具体的には以下のようないくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の早期把握のため、避難所開設時に参加する地域団体等を登録する制度を作るべき。 ・避難所の運営には、日常の避難訓練や運営訓練を行っている町内会が主体となることが望ましい。 	<p>「平成27年9月関東・東北豪雨」では、職員の避難所到着に時間を要する避難所がある等の課題が明らかになりました。この点を踏まえ、一般的に避難情報より先に発表される土砂災害警戒情報をもって、市職員が避難所に参集することとしております。</p> <p>また、大雨時の避難所開設は参集時に危険が伴う可能性があること、短期間で終了することが多いことなどから、避難所の開設と受け入れは原則として市職員が実施することとし、一定期間避難が継続する見込みがあるなどの場合は、避難所担当課を通じて地域団体へ避難所運営への参加を依頼することとしております。</p> <p>なお、地域の災害特性を踏まえたうえで地域版避難所運営マニュアル等で整理することにより、地域団体が当初から運営に参加することもできますが、その際は早期の段階で参集することなどを考慮いただきたいと考えております。</p>

意見分類(件数)	主な意見等	本市の考え方
避難所運営・開設	広域の災害発生時に地域団体に電話で連絡するのは不可能である。メール等で一斉に通知すべきである。	<p>避難所開設等に関する情報の連絡に関する場合は、区災害対策本部等から避難所担当課を通じて関係する地域団体に伝達することとしております。この場合の連絡先については、関係者の電話番号及びメールアドレスとしており、状況に応じて、どちらかの手段により迅速かつ効率的に連絡することいたします。</p> <p>なお、具体的な伝達内容については、地域版避難所運営マニュアルに関する協議等において、市（避難所担当課）と地域団体との間で協議して決定することとしております。</p>
地域防災リーダー	防災計画には、地域防災リーダーの役割についてほとんど触れられていない。	地域防災リーダーの役割及び位置付けについては、現行の防災計画に目的、役割及び位置づけ等を掲載しておりますが、より具体的な記述については、今後検討してまいります。
避難所運営・開設	補助避難所について、市の関与がない。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通編第2部第1章第5節第1項にある補助避難所の説明を「地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、<u>地域、市、施設管理者</u>との間で活用方法の協議が整った場合に、(以下省略)」と改めます。(新旧対照表16/34) ・共通編第2部第2章第1節第3項にある補助避難所の説明を「地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、<u>地域、市、施設管理者</u>との間で活用方法等の協議が整った場合には、(以下省略)」と改めます。(新旧対照表20/34)
避難所運営・開設	市民センターを補助避難所にする権限はどこにあるのか。	市民センターは地域版避難所運営マニュアルにおいて、補助避難所として位置付けされた場合、各区の災害対策本部の指示により指定避難所の開設の決定に伴い開設することができます。また、地域団体、市、施設管理者との事前協議により、活用方法や開設時期についても別途定めることが可能となっております。